

学校教育法の一部改正において、専門課程を置く専修学校（専門学校）に①大学と同等の項目での自己点検評価の義務付け、②外部の識見を有する者による評価の努力義務化が措置（令和 8 年 4 月 1 日施行）



委託事業による調査研究をもとに、専修学校の質保証・向上に関する調査研究協力者会議における検討を踏まえ、「専修学校における学校評価ガイドライン」を改訂

ガイドラインのポイント（専門学校）

目的	○各学校が、教育、組織及び運営並びに施設、設備の状況について、目指すべき目標を設定し、その達成状況や達成に向けた取組の適切さ等について評価・公表することにより、学校として組織的・継続的な改善を図る。
自己点検評価 ※義務	○各学校の教職員が、当該学校の理念・目的、目標に照らして、自ら評価基準を設定し、学校の教育、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について自ら行う点検及び評価。 ○ガイドラインで示した項目等について評価を行い、評価結果の分析に加え、それらを踏まえた改善方策についても記述。
第三者評価 ※努力義務	○自己点検評価の結果を踏まえ、学校から独立した第三者（独立した評価機関・組織を含む。）が認める評価基準に基づき、当該第三者が学校の教育活動、学修成果、学校運営等について行う評価。 ○評価は、専門的な評価が可能な者（分野に精通する者、専修学校に識見を有する者、大学等の評価経験者など）で、学校や設置法人から中立である者が実施。 ○評価実施だけでなく、評価に付随する様々な業務が生じることから、第三者評価に関する専門的な知見や実施経験を有する組織・団体等に依頼することが望ましい。 ○第三者評価の実施者及び学校評価の担当となる教職員の研修を充実することが必要。
学校関係者評価 ※任意	○保護者、地域住民、企業等（当該学校の教職員を除く）により構成された組織等が、自己点検評価の結果について行う評価。 ○法令上の努力義務ではなくなるが、保護者や関連企業等の学校関係者に学校について深く理解してもらい、意見を聞く場として有用であることから、各学校の自主的・自律的な質保証の仕組みの一つとして引き続き実施することも考えられる。
評価期間	○自己点検評価：毎年度1回、 第三者評価：5年以内に1回 （学校関係者評価：毎年度1回（任意）
評価結果	○自己点検評価、第三者評価のいずれも1～3の三段階で評価し、分析結果や所見を記載。
公表・報告	○評価結果及びそれを踏まえた今後の改善方策を学校のホームページや出版物への掲載等により公表。 ○第三者評価結果は所轄庁に報告。

※評価にかかる費用や業務が学校の過度な負担とならないように、メリハリのある評価が実施されるよう、具体的な実施方法の例を示す。

※高等専修学校については、自己点検評価（義務）と学校関係者評価（努力義務）を行うこととなっており、専門学校の評価の方法や項目等と同様に行うこととされている。

各評価における評価項目例①

大項目	小項目	評価の基準	自己点検評価	第三者評価
項目1 教育理念・目的・目標	1 教育理念、目的及び目標の設定等	教育理念等を踏まえ、当該専門学校としての目的及び目標を明確に設定し、養成する人材像を明確にしていること。	◎	◎
項目2 教育課程、教育の実施、学修成果	1 教育課程の編成と授業科目	①学校の目的・目標及び養成する人材像を実現するために必要な教育課程編成・実施方針を作成した上で、教育課程を体系的に編成し、系統性・段階性に配慮した授業科目を配置していること。	◎	◎
		②外国人留学生に対して、日本国内に就職する際に必要となる日本社会の理解の促進に資する授業科目が300時間以上開設していること。 【注）外国人留学生キャリア形成促進プログラム】	認	認
	2 教育の実施	①授業科目内容に応じ、講義、演習、実験、実習又は実技など、適切な授業形態で教育が実施され、かつ、適切な教材が用いられるとともに、基準に基づき成績評価を行っていること。	◎	◎
		②企業等と連携した、実習、実技、実験又は演習等（以下「実習・演習等」という）の授業を行っていること。教育目標の達成に必要な企業等と連携した実習・演習等の単位時間または単位数の総授業時数に占める割合を具体的に設定していること。【注）職業実践専門課程】	認	認
	3 成績評価、単位・卒業認定	学校の目的・目標及び養成する人材像を実現するために必要な卒業認定方針（資格・免許等を含む修得させる職業能力を含む）を学科・コースごとに定め、当該方針に基づき卒業の認定をしていること。	◎	◎
	4 学修成果目標の達成状況	卒業認定方針を踏まえ、学科・コースごとに職業能力の修得（資格・免許等の取得や技能の修得含む。）についての目標を定め、その目標が達成できていること。	◎	◎
		学生が望む進路の実現に関する目標を定め、その目標が達成できていること。	◎	◎

◎	必須項目	△	任意項目
○	簡易に評価	認	認定制度における必須項目

各評価における評価項目例②

大項目	小項目	評価の基準	自己点検評価	第三者評価
項目3 学生の受入れ学生支援	1 学生募集及び入学者の選抜、収容定員の管理	①入学者の受け入れ方針、入学選考基準、方法を定め、入学希望者に明示し、入学者の選考を公正に行い、可否を決定していること。	◎	◎
		②学生の受入れは、入学定員に基づき適正に行っていること。 【注）修学支援新制度機関要件の確認】 【注）外国人留学生キャリア形成促進プログラム】	◎	◎
	2 自主的な学習の促進に対する支援	①学生の学力や学習状況を把握し、入学前教育や補習授業を行うなど学習支援に取り組んでいること。学生の円滑な学習に向け、シラバスの活用による学習成果の向上や自主的な学習に関する適切な支援を行っていること。	△	△
	3 多様な学生に対する支援	①適切な体制を構築し、障がいのある学生、海外からの留学生、社会人経験者など、多様な学生に対する支援を行っていること。	△	△
		②特に海外からの留学生について適正な在籍管理、進路(就職)指導を行うとともに、日本人学生との交流の機会が確保されていること。 【注）外国人留学生キャリア形成促進プログラム】	認	認
	4 学生生活に関する支援	①カウンセラーの配置、相談室の設置など、学生の相談に対応するための環境整備を行い、適切に運営していること。	◎	◎
		②留年者、退学希望者など学習の継続に困難な問題を抱える学生に対し適切な対応を行っていること。	◎	◎
		③学校保健安全法に基づく学校保健計画を策定し、学生の心身の健康管理体制を整備し、適切に運用していること。	◎	○
		④学生の経済的側面に対する支援体制を整備し、適切に周知、運用していること。	△	△
		⑤学生のキャリア支援、就職支援に対する支援体制を整備し、適切に周知、運用していること。	◎	◎

◎	必須項目	△	任意項目
○	簡易に評価	認	認定制度における必須項目

各評価における評価項目例③

大項目	小項目	評価の基準	自己点検評価	第三者評価
項目4 教育実施組織・教員	1 教員の配置、募集、採用	①教育課程を実施するのに必要な、資格・要件を備えた教員を確保するために教員の採用基準等を整備し、適正に運用していること。	△	△
		②教員の常勤・非常勤、年齢構成等、また教員一人当たりの授業時数等を把握していること。また、教員の専門性、教授力を把握、評価していること。	△	△
	2 教員の組織編制等	①学校の目的に応じた分野の区分ごとに必要な教員組織を整備し、業務分担、責任体制を規程等で定めていること。	◎	◎
		②教員間で連携、協力体制を構築していること。	△	△
	3 教員の資質の向上	①学校の教育活動の改善、工夫を行うFD(Faculty Development)などの取組や、教員の研究活動、自己啓発等への支援を行っていること。	◎	○
		特に職業実践専門課程においては、企業等と連携して組織的に行っていること。 【注）職業実践専門課程】	認	認
		②教員の授業及び指導力等を修得・向上するための研修を企業等と連携して、組織的に行っていること。 【注）職業実践専門課程】	認	認
項目5 教育環境	1 教育環境の整備	①教育上の必要性に対応できる施設・設備、機械器具等を備えていること。	◎	◎
		②学生の学習支援のための施設(自習室等)を整備していること。また、学生の休憩、食事のためのスペースを確保していること。	△	△
		③図書室を設置し、専攻分野の教育に必要な専門書及び参考図書を配架し、学生に必要な応じ閲覧できるようにしていること。	△	△
	2 安全対策、防災組織	①学校保健安全法に基づく学校安全計画を策定し、学校における安全対策を適切に行っていること。	◎	○
		②火災の発生や防災に関する組織体制を整備し、適切に運営していること。	△	△

◎	必須項目	△	任意項目
○	簡易に評価	認	認定制度における必須項目

各評価における評価項目例④

大項目	小項目	評価の基準	自己点検評価	第三者評価
項目5 教育環境	3 施設・設備等の点検、改善等	①施設・設備等の日常点検、定期点検、補修等を適切に行っていること。	△	△
		②施設の改築・改修、設備の更新等の計画を定め、適切に実施していること。	△	△
項目 6 教育活動の基盤と改善・向上の取組	1 中期事業計画と財務基盤	①当該専修学校が策定している中長期的計画に、教育目的、教育目標の実現に向けた具体的な内容が位置付けられていること。	△	△
		当該専修学校の教育活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財務基盤を確立していること。	◎	○
	2 学校運営	①学校運営の組織体制を整備し、適切な運営が行われていること（職業教育に関するマネジメント（教育の企画・設計・運営等）における責任体制を含む。）。	◎	◎
	3 学校評価の実施と改善活動	①学校関係者評価委員会、教育課程編成委員会等外部からの意見を反映するなど、関連企業等団体、地域社会等からの意見を当該専修学校の運営やその改善・向上において活用していること。	△	△
		特に職業実践専門課程においては、教育課程編成委員会を年2回以上開催していること。【注）職業実践専門課程】	認	認
		②学校評価を実施し結果及び改善状況についての情報を公表していること。	◎	○
		③学校評価の結果に基づく改善への取組を組織的かつ継続的に行っていること。	◎	◎
	4 社会からの理解と情報の公表	①当該専修学校の教育活動、学校運営等の状況に関する情報を積極的に公表していること。	◎	○
		②教育目的・目標の達成状況や活動状況について関連する教育機関、産業界等をはじめ、社会全体からの理解を得るよう取組んでいること。	△	△

◎	必須項目	△	任意項目
○	簡易に評価	認	認定制度における必須項目